

第 2 回 臨 時 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 25 日（火）開会

南 小 国 町 議 会

令和6年第2回南小国町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年6月25日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第47号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）

日程第4 議案第48号 町有財産の売払いについて

日程第5 議案第49号 町有財産の売払いについて

日程第6 議案第50号 工事請負契約の締結について

日程第7 報告第2号 南小国町国民保護計画の変更の報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	7番	穴 井 秀 房
8番	穴 井 則 之	9番	井 上 則 臣

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

6番 後 藤 六 男

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松 岡 洋 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	農 林 課 長	穴 井 康 治
教育委員会事務局長	志 賀 美彩代	福 祉 課 長	佐 藤 淳

開会 午後 1 時 3 0 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） こんにちは。

本日は、会議規則第 2 条の規定により、6 番、後藤六男議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は 8 名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年第 2 回南小国町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、7 番、穴井秀房議員、8 番、穴井則之議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

会期は、本日 1 日と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 4 7 号 令和 6 年度南小国町一般会計補正予算書（第 2 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 3、議案第 4 7 号、令和 6 年度南小国町一般会計補正予算書（第 2 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 4 7 号、令和 6 年度南小国町一般会計補正予算書（第 2 号）について、歳入につきましては総務課長から、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第 4 7 号、令和 6 年度南小国町一般会計補正予算書（第 2 号）。

1 ページをお願いいたします。令和 6 年度南小国町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,391万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億1,213万6,000円とする。

令和6年6月25日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金です。今回3,427万1,000円を増額し、1億9,547万7,000円とするものです。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、定額減税一体支援枠に係る調整給付事業費分3,223万円、及び事務費分204万1,000円を増額でございます。

7ページをお願いいたします。財産収入、財産売払収入、不動産売払収入です。今回120万円を増額し、1,329万7,000円とするものです。その他不動産売払収入としまして、部分林売払収入120万円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回731万4,000円を増額し、6億6,877万3,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は12億3,862万7,082円です。数字で申し上げますと、1238627082でございます。

続きまして、防災対策基金繰入金です。今回112万7,000円を増額し、861万7,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は2,733万6,251円。数字で申し上げますと、27336251でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、財産管理費です。今回82万円を増額し、1億7,644万2,000円とするものです。修繕料の内容としましては、駐車場横の倉庫とガソリンスタンドとの間に水路がございますが、深いところで2メートル弱ございますので、町民や子どもたち、また職員が通った場合などを考えますと危険と思われ、転落防止柵の設置として41万3,000円、また、管理センターへつながっております電話線の撤去費用として40万7,000円を計上しております。

続きまして、諸費です。今回96万円を増額し、961万6,000円とするものです。負担金補助及び交付金でございますが、西梅ノ木堂の部分林伐採に伴う馬場上下造林組合への部分林地元交付金として96万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 続きまして、地籍調査費です。今回26万4,000円を増額し、1億601万5,000円とするものでございます。工事請負費26万4,000円を増額でございます。基準杭保護工事、こちら保護工事の人件費や材料費の単価の増に伴いまして、今回26万4,000円を増額補正するものでございま

す。

次のページをお願いいたします。徴税費、賦課徴収費、今回予算の増減はございません。財源組替でございます。歳入の6ページにございます定額減税関係の調整給付金の事務費、こちらを充当したことによる財源組替でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 11ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回3,256万8,000円を増額し、1億7,139万2,000円とするものです。内容といたしましては、本年6月から所得税及び住民税が減税される、いわゆる定額減税が実施されますが、この定額減税で引き切れないと見込まれる分を給付金として支給する調整給付金に関するものでございます。需用費及び役務費につきましては、支給に係るコピー用紙代の消耗品や通知に係る封筒代、振込手数料等を計上しております。また、負担金補助及び交付金につきましては、当該給付金といたしまして3,223万円を計上しております。

続きまして、障害者福祉費です。今回15万2,000円を増額し、1億9,610万3,000円とするものです。内容といたしましては、先の定例議会で条例改正を行いました重度障がい者への医療費の軽減助成に伴うシステム改修の委託料でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 12ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回補正額167万円を増額し、1億1,278万2,000円とするものです。

内容につきまして、7報償費120万円の増額、今後の農業を考える協議会へ講師の派遣を計画したことによるものです。ちなみに、候補としましては、全国町村会主宰、地域農政未来塾の講師を務められている榎田みどり氏を考えているところでございます。

続きまして、8旅費10万円の増額、こちらも同じく今後の農業を考える協議会に熊本県農業会議の職員を派遣要請することに伴います費用弁償となっております。

続きまして、11役務費20万円の増額、手数料の増額です。きよらかアサのレジを新紙幣に対応するための機器の入替手数料となっております。

次に、備品購入費17万円の増額です。きよらかアサ厨房のガスフライヤーに不具合が発生していることから新規購入をするものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 土木費、道路橋梁費、道路維持費、今回600万円を増額し、8,138万3,000円とするものです。

使用料及び賃借料150万円、機器使用料の増になりますけれども、町道における土砂堆積等の撤去などの通常の維持管理作業において機器使用料が5月下旬より要望等も多くなり、必要な作業と判断したこと、また、今後の対応も含め予算に不足が生じたことによるものでございます。現在の残額が12万3,000円程度となっております。

続きまして、工事請負費です。町道草刈り及び維持工事の中の維持工事部分になります。町道立岩線、立岩地内におきまして道路路面水が宅地に入り、町道の路肩を崩壊させる可能性があり、また、接続する私道についても崩壊の危険性があることから、町道部分の道路側溝83.6メートルの布設替えを行うとしたものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 次のページをお願いいたします。消防費、消防費、災害対策費です。今回112万7,000円を増額し、1,622万9,000円とするものです。需用費でございますが、避難所の間仕切り用シェルター30張り、エアーマット30個、折りたたみ簡易ベッド30台を計上しております。間仕切り用シェルターにつきましては、テント型で車椅子でも出入りができ、授乳室や更衣室として使用できるものでございます。エアーマット及び簡易ベッドにつきましては固い床の上での高齢者の方の立ち座りを考えたときの利用や、エアーマットにつきましては車中泊にも使用ができるものでございます。前回の議会において避難所の間仕切りの話も出ておりましたので計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 15ページをお願いします。教育費、保健体育費、学校給食費です。今回補正額35万1,000円を増額し、4,388万1,000円とするものです。内容につきましては、需用費35万1,000円の増額、修繕料の増額です。学校給食センターの調理器具、スライサーの故障による修繕になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 12ページをお願いいたします。報償費でございますが、今回講師謝礼として120万円ということで、先ほど1名の方のお名前しか出なかったと思うんですが、1名の方に120万円、これは何回する予定でしょうか。120万円、1回ですか。それをお願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 説明が不足しておりました。回数としましては6回を計画しているところです。次の費用弁償につきましても6回分というところで計算をしております。講師の先生が東京在住の方でして、こちらまでの飛行機運賃プラス宿泊費関係を算出基礎としております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 15ページ、学校給食費、今回の予算に関しては別に調理器具の修理ですからそれで構いませんけれども、総合計画の重点事業で学校給食提供環境整備、センターの改築工事というのが上がっていたと思います。2024年度完了という目標は立っていたところなんですけれども、実際、今現状どんな状況なのか。それと、職員さんが不足している状況もあったかと思います。その辺と、物価高騰に関して賄い費等々の状況等が分かれば教えていただければと思います。

以上、3点です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） まず、現状というところなんですけれども、現在のところ用地関係につきまして移転先をどこにするかというものがまだ決まっておきませんので、こちらにつきましては2024年度を目標としておりましたけれども、現段階では保留という形になっている状況です。

2番目の職員不足についてなんですけれども、前々年度に職員退職により2名の学校給食センター調理員の不足が続いている状況です。今年度に入りまして1名の職員補充の雇用のめどが立ったんですけれども、なかなか体調不良等により実績勤務というところまでは至っていない状況でして、依然、調理員不足という現状は続いております。こちらを解消するために、やむを得ず現在としましては6月に入りまして、南小国中学校寄宿舎調理員3名いるんですけれども、この3名のうち1名を給食センターに配置換えをいたしまして、現段階では応急措置という形で調理員不足を補っている状況です。

3番目の物価高騰につきましては、やはり昨今の食品等の高騰、それから燃料費等の高騰に伴いまして、やむを得ず給食費の1食費当たりの単価を上げたところで

す。小学校につきましては1食当たり270円、中学校につきましては1食当たり300円に値上げをしたところで、年額につきましても、それにつきまして値上げをしたところです。ただ、子ども支援対策の事業の一環として、給食費につきましては小学校を上限1万5,000円、中学校は1万6,000円まで保護者の負担をしていただくという形で町のほうで財政措置をとっているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

では、給食センターの、今、答弁では移転先ということですので、現地での建て替えというのは全く考えてないというところでよろしいでしょうか。後で、また町長にお話ししてもらわないといけなかもしれませんけれど、具体的に移転先として、どこを候補として検討をされているのか、お願いいたします。

それと、職員さん不足は、今後も継続的に募集はかけられると思いますけれども、前期、ファーストステージが終わろうとしていますので、どうにか乗り切ってもらって、セカンドステージに関しては十分な職員体制でできるように御苦労していただきたいと思います。

物価高騰で給食費が上がっている部分において、保護者への負担をお願いするということは現状考えてないということではよろしいのか、そこをもう一回答えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 給食センターの移転先に関しましてでございますけれども、やはり現状の場所に建て替えをするということは現実的ではないというか、どうしてもその間止まってしまいますので、そういった意味ではやはり違う場所に建てる必要があると認識をしております。まだまだこれは国との交渉だったりとかというところもあるかもしれませんが、どうしても学校給食センターだけの使用となりますと非常に日数も限られておりますし、できれば何か違う使い方というところもできないかなというところは今模索しているところでございます。例えば、高齢者の方々のお弁当だったりとか、食事の提供をできるような仕組みだったりとか、平時の際は給食センターを使いながらも、有事の際には炊き出しができるとか、そういう汎用性を持った使い方ができないかなと思っているところでございます。場所としましては、やはり今考えるのであればアクセスの良い場所だと考えますと、どうしてもJA跡地の一角だったりとか、そういったところが有力な候補地になるのではないかなと個人的には思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 職員不足の解消についてなんですけれども、議員さんのおっしゃるとおりに第２ステージに向けて職員不足が解消できるよう、教育委員会としても人員の募集等を行って、職員不足の解消に向けて取り組んでいきたいと思っております。

３番目に給食費の保護者負担についてなんですけれども、現時点では保護者に負担増を求めるということについては検討していない状況です。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

４番、森永一美議員。

○４番（森永一美君） ただいまの質問に関連しまして、学校給食では単価の見直しがあったということなんですけれども、併せまして保育園でも今後見直しを考えておられるのかというのを伺いたいです。３歳以上児の保育料が副食費のみ毎月４,５００円という設定だったかと思います。この設定も確か５、６年前に設定になったかと思しますので、それから食材も大分高騰が続いていますので、そのあたりの今後の町の方針を伺いたいのが１点。

もう１点が、１２ページのきよらかアサのレジ対応についてなんですけれども、新札対応が、７月３日に新札が発行かと思えますけれども、この日までにレジは間に合うのかどうか、その１点だけ伺います。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 保育園の給食費につきましては、国が基準を定めております。あくまでも上限ですけど、数年前までは、今、町のほうで設定しています４,５００円、これが基準となっておりましたけれども、今現在４,８００円にこの基準が上がっております。ただ、本町におきましては、子育て施策を様々なやっておりますけれども、そういった観点からも今現在では４,５００円の副食費ということで、そちらを継続しております。今後、見直しにつきましては、子ども・子育て会議等を今年度また行いますけれども、そういった中で検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

新札対応の機械ですが、当初は中身の入替え等だけで検討していたところでしたが、新品と入れ替えたところで金額的に数万円程度、１、２万円しか差がなかったため、新規の機種を入れることにしましたので、時間的にはそんなにかからないの

かなというところを想定しております。ただ、仮に間に合わなかった場合は、旧札をレジスターと金庫で対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 7 ページの不動産売払収入で西梅ノ木堂の伐採ということですが、面積と販売立米が分かれば教えていただきたいと思います。

もう 1 点、今回商工費に上がっておりませんが、今年度もツール・ド・九州、また南小国が発源地ということで、福岡あたりはかなり P R を始めているということですが、町としては 9 月の議会の際に予算計上して、1 か月ぐらいで P R 活動を行うのか、事前に何かそういったツール・ド・九州に向けての P R 活動を行う予定があるのか、その点、2 点お伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

西梅ノ木堂の面積は 5 万 1, 6 8 9 平方メートル、平米ですか、になります。売買金額は 1 2 0 万円。単価とかは今手持ちがありませんので分かりませんが、一括の金額が 1 2 0 万円ということになっております。販売立米が、箇所は全伐でするので、全体になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

ツール・ド・九州につきましては、県からも詳細な部分の情報並びに会議等がまだまだ行われてないようなところが現状ですので、予算につきましては 9 月の定例議会への計上というのを考えているところです。それに併せて、広報周知につきましてもその予算が通り次第の広報周知という形になるでしょうし、また先行して県の予算で広報周知が行われる可能性もまだ残されているかと思っております。今後、県との打合せ、動向を注視しながら取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 昨日のニュースでしたか、マイナビさんが阿蘇市内の高校に出向いて P R を兼ねて阿蘇地域の再発見というか、いろんな魅力を伝えるために勉強会を開いたというニュースがありましたけれども、昨年あれだけ町長もテレビ局あたりに出向いて力を入れられていましたけれども、あいにくの雨でなかなか P R をする機会が少なかったかと思っておりますので、今年はいいい機会かと思っております。晴天に恵

まれて、ぜひこの南小国、また阿蘇地域を世界中にアピールできるような、そういったツール・ド・九州にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 私、最後です。11 ページの定額減税の調整給付金で具体的に、これは定額減税の減税し切れなかった差額の給付だとは思いますが、3,200 万円、どれぐらいの対象者がいるのか教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 予算は福祉課で予算計上しておりますけれども、対象者の拾い出しは税務課で行いましたので、こちらから御報告させていただきます。

これは、あくまで見込みですので、なかなか数字を拾い上げるというのが難しかったですけれども、国からありましたシステム、そういったものを活用いたしまして、本町で試算をいたしました。そういったところで少しそれぞれを予算上は多めに計上しておりますけれども、給付対象者としては約750名、それから給付対象者に関わる扶養者の数が約650名、合わせて1,400名程度と見込みました。金額として3,223万円となったところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

今後、この給付金を受け取るには申請が必要という他の自治体の事例がありましたけれども、本町ではどのような手続でこの給付を行うのか、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、どのような流れでやるかというのを福祉課と税務課と協議をいたしまして、定額減税はもちろん税の担当、税務課のほうなんですけれども、それ以外の既に昨年、それから昨年からの繰越しの予算でされております給付金事業が福祉課のほうでされておりますので、最終的な給付は福祉課で行うことといたしました。ただ、該当の中身というか、なぜ該当になったかとかいうのはなかなか税のほうでないと説明が難しいというところから、対象者を拾い上げまして、そして福祉課のほうで対象者に送付をした後に、その申請書の窓口を税務課と今のところさせていただく予定としております。その段階で御質問というか、疑問に思われる方はそこで回答するという流れとしております。そして、最終的には給付は福祉課で行うという流れになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） では、実際にその申請に係る書類の送付がいつ頃予定をされているのか等まで教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 実際、今現状では7月下旬から8月上旬までに発送を考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 14ページの災害対策費で、今回、ベッド、シェルター、エアーマット30ずつの購入ということですが、これは役場で一括保管、管理をされるのか、指定避難所にある程度数量を均等配置をするのか、こういった形で置かれる予定なんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 今なかなか役場に置くスペースがございません。10ずつ3か所の避難所に置いて、すぐに使えるようにしようと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第47号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第４８号 町有財産の売払いについて

○議長（井上則臣君） 日程第４、議案第４８号、町有財産の売払いについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４８号、町有財産の売払いについては、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第４８号、町有財産の売払いについて。

上記の議案を提出する。

令和６年６月２５日提出、南小国町長、高橋周二。

次のとおり町有財産の売払いについて、議会の議決を求める。

- １、財産の所在、地目及び面積、所在、南小国町大字満願寺字尾三郎４７６５－１、地目、原野、面積、１万９,０５９平米。
- ２、売払の目的、将来にわたり公用、公共用に利用する予定がなく、特に保有、運用の必要がないと認められる町有財産となるため。
- ３、売却額、２３万８,３９０円。
- ４、売却方法、随意契約。
- ５、相手方、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺５５６８番地、氏名、甲斐義隆。

提案理由。地方自治法第９６条第１項第８号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４０年南小国町条例第８号）第３条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。土地売買等に関する仮契約書を添付しております。

３ページおめくりください。位置図でございます。星和側から南牧場へ向かう道の南牧場の少し手前を左の牧野に入った赤い枠の左側の「４７６５－１」が対象となります。当払下げは、昭和５６年度、深久保造林組合との部分林契約により管理されてきた原野で、申請者はその組合員となります。個人資産としての所有を希望されており、将来的に公用、公共用に利用する予定もなく、特に保有、運用の必要もないと認められるため、次の議案第４９号も同じく払下げにより公有財産管理経費の削減、固定資産税収につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

8 番、穴井則之議員。

○8 番（穴井則之君） 今回、町有財産売払いが2件ほど出ておりますが、同じく原野ということですが、値段が高い、安いじゃないんですけれど、こういうときの値段の根拠というか、そういう何か規定とかはあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

土地評価の部分が平成20年4月21日開催、入会評価委員会により部分林払下げに係る評価額の運用について10アール当たり5,000円から6万円の範囲から、地形最低地区を5,000円とし、平均的な箇所について2万円から4万円、観光地等に隣接する等、今後高騰が見込める地区等については6万円として評価するとの決定事項により算出をしております。申請地は、昭和56年の部分林契約により、申請者により30年以上の土地の管理が行われており、令和2年7月豪雨により近隣の山林や隣接する河川に甚大な被害が発生したこと等を考慮して、平均的な箇所に該当する価格を参考に10アール当たり1万円で算出をしております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） この辺の単価につきましては評価委員会で決定したのであらうと思いますので、これについて言うわけではございませんが、売払いの場合、これぐらいの単価で平米12.5円ぐらいという単価であるかと思いますが、一方、貸付けを行っているところ、これすごく高いんですね。ヘクタールが20万円ぐらいだったから、平米に直しまして2,000円か、そういうことになるのかなと思いますが、これから先、原野の使い道をいろいろと考えていった場合に、貸付けにつきましてももう少し運用を考えて値段を下げるということ、わざわざ下げる必要はないかと思いますが、売払いが現状このぐらいの単価で行われているのであれば、貸付けも使いやすいように少し下げる検討をすることはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 私も総務課に来て、まだ日が浅いものですから、そういう声を直接聞いたことがないところでございますけれども、今、穴井議員が言われたとおり、そういうお話があるようであれば、今後、担当者と話をして検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第４８号、町有財産の売払いについての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第５ 議案第４９号 町有財産の売払いについて

○議長（井上則臣君） 日程第５、議案第４９号、町有財産の売払いについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４９号、町有財産の売払いについては、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第４９号、町有財産の売払いについて。

上記の議案を提出する。

令和６年６月２５日提出、南小国町長、高橋周二。

次のとおり町有財産の売払いについて、議会の議決を求める。

- １、財産の所在、地目及び面積、所在、南小国町大字満願寺字尾三郎４７６５－
- ２、地目、原野、面積、２万４４１平米。
- ２、売払の目的、将来にわたり公用、公共用に利用する予定がなく、特に保有、運用の必要がないと認められる町有財産となるため。
- ３、売却額、２５万５,７１０円。
- ４、売却方法、随意契約。

5、相手方、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺6501の5番地、氏名、井高義。

提案理由。地方自治法第96条第1項第8号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年南小国町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。土地売買等に関する仮契約書を添付しております。

3ページおめくりください。位置図でございます。先ほどと同じく星和側から南牧場に向かう道の南牧場の少し手前を左に牧野に入った赤い枠の、今度は右側でございます。「4765-2」が対象となります。先ほどの議案第48号の右隣となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第49号、町有財産の売払いについての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第50号、工事請負契約の締結については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第50号、工事請負契約の締結について。

上記の議案を提出する。

令和6年6月25日提出、南小国町長、高橋周二。

南小国町自然休養村管理センター解体工事のため、次の工事請負契約を締結する。

契約の目的、南小国町自然休養村管理センター解体工事。

契約金額、8,778万円。

契約の相手方、熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場3556番地の4、大仁産業株式会社、代表取締役、佐藤あさみ。

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年南小国町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。公共工事請負仮契約書を添付しております。工期につきましては、令和6年7月1日から令和6年11月29日までとなっております。

次のページをお願いいたします。平面図でございます。黒いラインで囲っている場所が仮囲いのフェンスでございます。角にある精米所は、この時点でJAと協議をさせていただき、休止することとなっております。

次のページをお願いいたします。ある程度解体が進みましたら、フェンスを簡易な囲いに変更し、安全が確認できましたらJAと協議を行い、精米所を再開予定でございます。

3ページおめくりください。解体後は整地をし、これ㊤となっておりますけれど、新規に71台、既存が17台、合わせて88台の駐車場とする予定でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 本契約について異論があるわけではございませんが、入札事務につきまして確認したいことがありますので、お尋ねいたします。

最初に、今回の指名は町内事業所のみということを聞いておりますが、間違いございませんか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 町内の業者さんで入札を行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） そのことに対してもちろん異論があるわけではございませんが、そして、それは大変良いことだと思っております。

続きまして、現在、土木工事で工事の責任性と監理を担保するということで工事額を2種類、金額分けをして、発注をしていると聞いておりますが、今回はそれとは違った指名を行っているということでありまして。今後の工事発注はどのようにするのか。税金を使う公共事業でございますから工事の完成が担保されることが必須でございます。今後に向けての考えをお聞きいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 今回の分は、南小国町自然休養村管理センター解体工事の入札について、南小国町工事入札参加資格者審査格付けによるB業者を選定したことについて一通り御説明を申し上げます。

解体工事については、本年4月に解体設計を設計会社に委託をしました。その結果から、当初建物の解体に係るアスベスト処理関連費用を4,400万円ほど見込んでおりましたけれども、その後、3,900万円程度となり、建設業法に規定してある元請けから下請けに出す下請契約が4,500万円以上となる場合は特定建設業の許可が必要との基準がありますけれども、一般建設業の許可業者でも入札に参加できることが確認できましたので、今回解体工事入札の指名につきましては、できるだけ町内業者の育成を念頭に置き、町内業者で解体工事の許可を受けている業者を選定し、その中に格付け基準というB業者さんが含まれるものとなりました。これは、南小国町が発注する公共工事の指名区分に工事額が1,000万円以上の場合はA業者、1,000万円未満の場合はA・B業者と区分をしておりますけれども、これは土木一式工事と塗装工事についての区分であり、その他の専門工事については特に定めておりません。そのため、今回の指名については、町内業者を対象に解体許可を受けている業者を選定いたしました。

今後も同じような形であれば、できる限り町内の業者さんを使っていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） もちろんそういう指名に対してどうのこうのと異論を言うつもりで聞いたわけではございません。ただ、工事の完成は、今回の業者さんであれば

もちろん問題はないと思いますし、早い完成を願っております。

それから、2つ目でございます。予定価格の公表をされたと聞いております。これも土木工事ではまだ未公表であると聞いておりますが、理由は、高橋町長、以前、受注価格の高止まりにつながる旨ということ聞いたことがございますが、今後の工事についてはどうするか、またお尋ねいたします。今後の事業発注に対しての整合性ということをお聞きしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

予定価格の公表につきましては、南小国町公共工事の入札及び契約の公表に関する要項の中に「1億円未満の工事であって、その困難性または特殊性の程度に応じ、町長が予定価格を公表することが適当と認める工事の予定価格は公表するものとする」とあり、今回の解体工事につきましては、アスベスト撤去が含まれていることを考慮し、また設計の段階で大半に業者見積単価を採用しての設計金額となっていることから、指名業者に見積りを依頼した場合、町が採用した見積単価について建築施工単価や建築コスト情報等の情報からでは単価の確認ができないため、見積りができない、またアスベストの撤去、運搬、処分等見積りに時間がかかるものと想定されましたので、1億円未満の工事ではありますが、予定価格についての公表を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） そういう理由があれば予定価格の公表もこれに限るということで、今回は特例であるということで考えてよろしゅうございますか。ただ、今の答えの中で見積りに困るとかいう言葉がございましたが、これ予定価格を公表したとしても見積額はすぐに提出しなければならないとなっているのではないかと思います。そのことはよろしいですか。すみません。

それから、もう一つでございます。これはお願いとなりますが、工事箇所の近辺の方からお願いが入っているわけでございますが、夏の工事でございます、昼間あたりは窓を今までは開けておったんだということでございますが、工事に伴いまして埃が飛ぶ可能性がございます。そこに対しましては、近隣の方に迷惑がなるべくかからないよう、当然御挨拶等はされると思いますけれども、そのあたり注意をよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反

対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第50号、工事請負契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第7 報告第2号 南小国町国民保護計画の変更の報告について

○議長（井上則臣君） 日程第7、報告第2号、南小国町国民保護計画の変更の報告についてを議題といたします。

本報告について、説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 報告第2号、南小国町国民保護計画の変更の報告については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 報告第2号、南小国町国民保護計画の変更の報告について。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）第39条第3項の規定により、南小国町国民保護協議会に諮問し承認された南小国町国民保護計画の変更について、同法第35条第8号により準用する同条第6項の規定により報告する。

令和6年6月25日提出、南小国町長、高橋周二。

南小国町国民保護計画について説明をさせていただきます。変更は2か所の追記のみでございます。

まず、国民保護計画とは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき市町村が作成するものであり、本町では平成19年に作成しております。記載している内容につきましては、ミサイル攻撃やテロなどから住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項であり、近年報道などで取り上げられるJアラートなども住民に迅速に情報を伝達する手段として本計画に記載しております。その後、平成30年に消防庁からの通知

をもとに一度見直しを行っております。今回の変更につきましては、国の定める国民の保護に関する基本指針、及び熊本県の国民の保護に関する計画との整合性の点検を行った際、軽微であります但文言を追加すべき箇所がありましたので修正をしております。

変更の手續につきましては、法により協議会へ諮問した後、議会への報告が必要であるため、5月31日に南小国町防災会議と併せて開催した南小国町国民保護協議会により承認された国民保護計画を今回議会に報告するものでございます。

変更箇所は、28ページに備蓄品の記述を追加しております。現在、国民保護に関する避難所として指定している施設に備蓄品が整備されていない場合は、近隣の指定する避難所から必要な物資や資材を輸送する体制を構築する旨、明記をいたしました。

次に、46ページです。本ページ、住民等への周知が記載されております。何らかの理由によってJアラートによる情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム、エムネットによって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る旨を注意書きとして追加しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本報告の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 先ほどもらったので中身は精査していませんけれど、今ぱらぱらと見ましたら、34ページに町の対策本部の設置で⑥の本部の代替機能の確保というところで第1順位に自然休養村管理センターが上がっているんですけど、今、解体が進むというところで、この場所が適当ではないのではないかと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 大変申し訳ございません。ここは削除して変更を、また確認をして行いたいと思います。申し訳ございません。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 実際のところを言って、初めてこういう保護計画を見させていただきました。中に、23ページですか、研修及び訓練とありますが、このような研修とか、町における訓練の実施とかありますが、こういう訓練とかは行っておられますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） この武力攻撃にというところではまだ訓練を行ったことはないと思いますけれども、通常の災害等の訓練時で訓練等を行うものをそのまま活用はできるものと思っております。ただ、この武力攻撃の場合にはどうにもいかないう場面も出てくると思いますので、災害等で訓練されているものを最低限行えるようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 昨今、有事の際の対応等で新聞等で出ていますけれども、沖縄とか離島からの避難ということで熊本県が指定されているというか、そういう何か計画的なものがあつたと思いますけれど、本町にそういう離島だとかからの方を受け入れる、そういう要請とか計画的なものが防衛省なり内閣府から相談とかがあつているのか教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今すぐ私は手持ちがないので分かりませんが、確か離島からといいますが、沖縄方面からそういう避難して来られる方の受入れという文書が来ていたのは少し見たことがありますので、そこは御確認して、またお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、報告第2号、南小国町国民保護計画の変更の報告についてを終了いたします。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

本日の日程は、全て終了しました。

これで、令和6年第2回南小国町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後2時37分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 7 番

会議録署名議員 8 番

会議録調製者 松 岡 洋

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第47号	令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）	6月25日	原案可決
議案第48号	町有財産の売払いについて	6月25日	原案可決
議案第49号	町有財産の売払いについて	6月25日	原案可決
議案第50号	工事請負契約の締結について	6月25日	原案可決
報告第2号	南小国町国民保護計画の変更の報告について	6月25日	報告済み

南小国町議会会議録
令和6年第2回臨時会

令和6年6月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣
編集人 南小国町議会事務局長 松 岡 洋
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場
143番地
電 話 (0967) 42-1125